平成２３年（フ）第４１７号
栃木県芳賀郡益子町塙3169―１　服部ハイツ201号室、住民票上の住所栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽3236番地７
債務者　高林あや子
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４５６号
東京都品川区小山台２丁目３―11　広田荘
債務者　山口　増次
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４９６号
東京都世田谷区等々力７丁目18―22―201
債務者　田中　克典
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８４９７号
東京都世田谷区等々力７丁目18―22―201
債務者　田中　悦子
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８号
北海道帯広市西５条南36丁目４番３号　コーポあら202号
債務者　天野　良美
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
静岡市清水区千歳町７番３―602号、前住所静岡市駿河区谷田２番12号
債務者　永田賢之介
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６６号
栃木県佐野市赤坂町991番地５　302号、前住所栃木県佐野市中町945番地２
債務者　清藤　ゆみ
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０６号
栃木県宇都宮市中戸祭１丁目６番９号　光コーポ２号室
債務者　堀江　啓子
１　決定年月日時　平成23年６月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３４１９号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1288―３、開始決定時の住所千葉県市川市南八幡３丁目20―13
破産者　加藤　正義
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５９３号
埼玉県新座市野火止６丁目14―11
破産者　辻　　智之
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４７６号
東京都台東区清川１丁目８番12号
破産者　株式会社コバヤシゴルフ
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７２９号
東京都中央区東日本橋１丁目１番４号
破産者　株式会社アイソテック
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９５０２号
東京都練馬区高野台３丁目36―15―207
破産者　鹿嶋　康之
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８９４号
東京都練馬区石神井台３丁目28番６号
破産者　株式会社雄電社
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６５４号
東京都新宿区荒木町15番地８
破産者　株式会社リボーンクリエイティブ
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６５５号
東京都新宿区中落合１丁目17―１
破産者　長坂　孝雄
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２５８号
神奈川県藤沢市善行１丁目24―13―203
破産者　谷田貝淳史
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９４４号
東京都西東京市東町６丁目２―15
破産者　川嶋　里香
１　決定年月日　平成23年６月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部